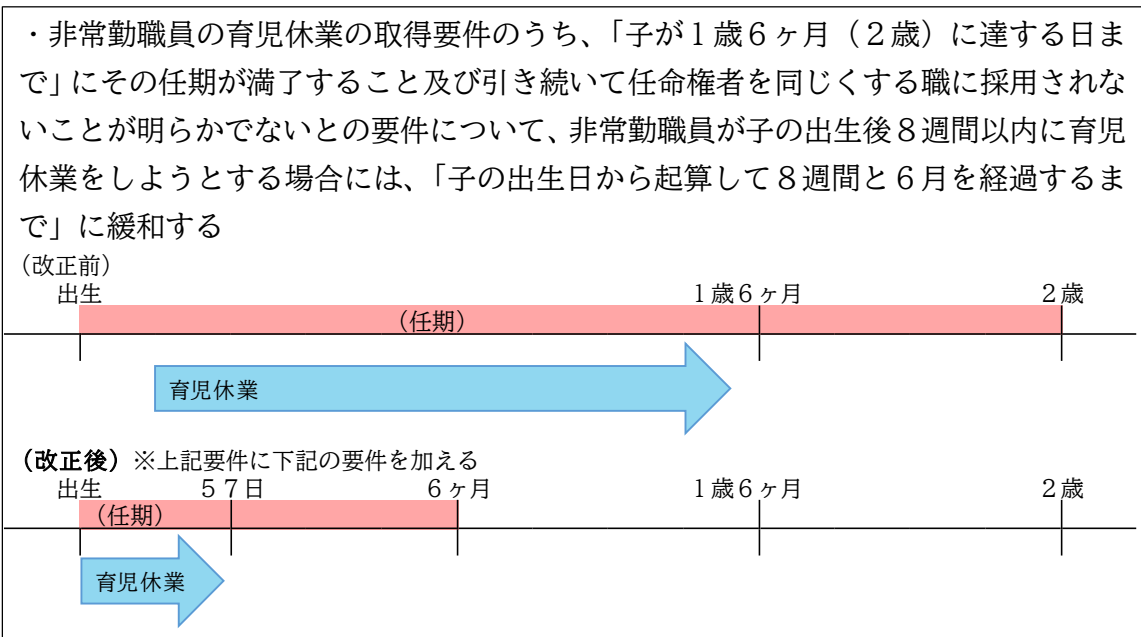


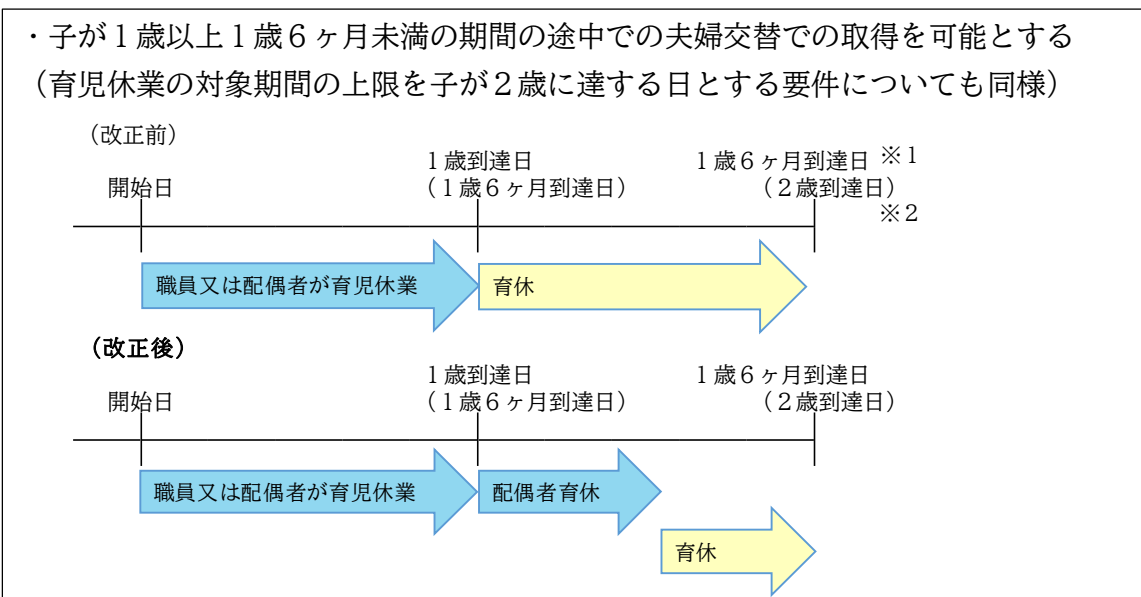
(第66号議案)

中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

● 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和(第2条関係)



● 子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化(第2条の3、第2条の4関係)



※1 第2条の3関係 ※2 第2条の4関係

## 中野区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する<u>非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(<u>その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u>)</p>

(ア) その養育する子が1歳に達する日  
(以下「1歳到達日」という。) (当  
該子について当該非常勤職員が第2条  
の3第2号に掲げる場合に該当してす  
る育児休業の期間の末日とされた日が  
当該子の1歳到達日後である場合にあ  
っては、当該末日とされた日。以下こ  
の(ア)において同じ。) において育児休  
業をしている非常勤職員であって、同  
条第3号に掲げる場合に該当して当該  
子の1歳到達日の翌日を育児休業の期  
間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間  
の末日とする育児休業をしている場  
合であって、当該任期を更新され、又  
は当該任期の満了後引き続いて特定  
職に採用されることに伴い、当該育児  
休業に係る子について、当該更新前の  
任期の末日の翌日又は当該採用の日  
を育児休業の期間の初日とする育児  
休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末  
日とする育児休業をしている非常勤職員  
であって、当該育児休業に係る子につい  
て、当該任期が更新され、又は当該任期  
の満了後に特定職に引き続き採用される  
ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は  
当該引き続き採用される日を育児休業の  
期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例

で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる

で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ときは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当

号に掲げる場合のいずれにも該当する場合  
(当該子についてこの条の規定に該当して  
育児休業をしている場合であって次条第7  
号に掲げる事情に該当するときは第2号及  
び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則  
で定める特別の事情がある場合にあっては  
第3号に掲げる場合に該当する場合)とす  
る。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月  
到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者が  
この条の規定に該当し、又はこれに相当す  
る場合に該当して地方等育児休業をする  
場合にあっては、当該地方等育児休業の期  
間の末日とされた日の翌日以前の日)を育  
児休業の期間の初日とする育児休業をし  
ようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該  
子の1歳6か月到達日後の期間においてこ  
の条の規定に該当して育児休業をしたこと  
がない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例  
で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の  
条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情

該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1  
歳6か月到達日後の期間においてこの条の  
規定に該当してその任期の末日を育児休業  
の期間の末日とする育児休業をしている非  
常勤職員であって、当該任期が更新され、又  
は当該任期の満了後に特定職に引き続き採  
用されるものにあつては、当該任期の末日の  
翌日又は当該引き続き採用される日)を育児  
休業の期間の初日とする育児休業をしよ  
うとする場合であつて、次の各号のいずれにも  
該当するときとする。

(1) (略)

(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事  
院規則で定める期間を基準として条例で定  
める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし  
書の人事院規則で定める期間を基準として  
条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例  
で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の  
条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情

とする。

(1)~(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第4条~第20条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定

とする。

(1)~(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第4条~第20条 (略)

附 則 (略)

は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の中野区職員の育児休業等に関する条例第3条第5号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 この条例による改正後の中野区職員の育児休業等に関する条例第2条第3号ア、第2条の3第3号、第2条の4又は第3条第7号に新たに該当する者からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。